



大津市公報

令 和 8 年 4 月 1 日
号 外 （第 27 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

17	大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則	1
18	大津市契約規則の一部を改正する規則	1
19	大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	1
20	大津市医療法施行細則の一部を改正する規則	2
21	大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	11
22	大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則	11
23	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	11
24	大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則	13
25	大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則	13
26	大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則の一部を改正する規則	15
27	大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則	17
28	大津市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則	17
29	大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則	17

規 則

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第17号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号、第5条第3項、第7条第1項第4号及び第22条第2項中「所属換」を「所属替」に改める。

第42条第3項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

様式第3号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第6号（裏）中「納税証明書」を「完納証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第18号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第29条、第37条第1項及び様式第3号から様式第7号までの規定中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第19号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、第26号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 政令第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設に係る届け出た事項の変更の届出の受理に関する
こと。

第4条中第25号を第26号とし、第10号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第20号

大津市医療法施行細則の一部を改正する規則

大津市医療法施行細則（平成21年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第6条第2項中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（オンライン診療受診施設設置の届出）

第6条の2 法第8条第2項の規定による届出は、オンライン診療受診施設設置届（様式第7号の2）によるものとする。

第7条の見出し中「開設許可申請事項又は開設届出事項の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 政令第4条第4項の規定による届出は、オンライン診療受診施設設置届出事項変更届（様式第9号の2）によるものとする。

第8条に次の1項を加える。

2 法第8条の2第2項及び第9条第1項の規定による届出（オンライン診療受診施設に係るものに限る。）は、オンライン診療受診施設廃止（休止・再開）届（様式第10号の2）によるものとする。

第9条の見出し中「開設者の」を削り、「失そう」を「失踪」に改め、同条中「診療所（助産所）開設者死亡（失そう）届」を「診療所（助産所）開設者死亡（失踪）届」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条第2項の規定による届出（オンライン診療受診施設に係るものに限る。）は、オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届（様式第11号の2）によるものとする。

第20条の見出し中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具等」に改め、同条第1項中「省令」の次に「第27条の3第1項及び」を加え、「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届」に改め、同条第2項中「、診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に、「及び診療用放射性同位元素」を「並びに診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改める。

第21条の見出し中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具等の」に改め、同条中「省令」の次に「第27条の3第2項及び」を加え、「診療用放射性同位元素使用予定届」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届」に改める。

第22条第2項中「、診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素」に改める。

様式第4号中

「

薬剤師の氏名	
--------	--

を

」

「

薬剤師の氏名		オンライン診療の実施の有無	有・無
--------	--	---------------	-----

に改める。」

様式第5号中「第8条」を「第8条第1項」に、

「

薬剤師の氏名	
--------	--

を」

「

薬剤師の氏名		オンライン診療の実施の有無	有・無
--------	--	---------------	-----

に改める。」

様式第7号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2（第6条の2関係）

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

(宛先)

大津市保健所長

設置者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	(フリガナ)	
設 置 の 場 所	所在地	電話番号 ()
敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図		
建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図		
(法人の場合) 定款、寄附行為又は条例		
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号 ()	
設 置 年 月 日	年 月 日	

注1 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載してください。

- (1) 「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載してください。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出してください。
- (2) 「敷地の面積及び平面図」の欄は記載不要です。
- (3) 「建物の構造概要及び平面図」の欄は当該車両の車種・車名・車両番号を記載してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第 8 号中 「(7) 嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託する病院若しくは
診療所の住所及び名称（分娩を取り扱う助産所の場合）」 を

「(7) 嘱託医師の住所及び氏
診療所の住所及び名称（
(8) オンライン診療の実施

名又は嘱託する病院若しくは
分娩を取り扱う助産所の場合） に改める。

の有無 」

様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号の2（第7条関係）

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

年 月 日

（宛先）

大津市保健所長

設置者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおりオンライン診療受診施設の設置届出事項の一部を変更したので、医療法施行令第4条第4項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	(フリガナ)	
施 設 の 所 在 地	所在地	
	電話番号	
変更事項 (該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 設置者の住所及び氏名 (2) 名称 (3) 敷地の面積及び平面図 (4) 建物の構造概要及び平面図 (5) (法人の場合) 定款、寄附行為又は条例 (6) (法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	
変 更 し た 理 由		
変 更 内 容	変更前	変更後
変更した年月日	年 月 日	

注1 変更事項のうち(3)又は(4)を変更した場合は、変更前及び変更後の平面図を添付してください。

2 変更事項のうち(5)を変更した場合は、変更後の定款、寄附行為又は条例の写しを添付してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第10号の次に次の1様式を加える。
様式第10号の2（第8条関係）

オンライン診療受診施設廃止（休止・再開）届

年 月 日

（宛先）
大津市保健所長

設置者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止（ 休止 ・ 再開 ）したので、医療法第9条第1項（第8条の2第2項）の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		(フリガナ)	
設 置 の 場 所		所在地	
		電話番号	
廃止又は再開の年月日		年 月 日	
休止の場合	休止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	再開予定 年 月 日	年 月 日	
廃止（休止・再開）の理由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号中「診療所 開設者死亡（失そう）届」を「診療所 開設者死亡（失踪）届」に、「失そう」助産所
したので」を「失踪）したので」に、「失そう）年月日」を「失踪）年月日」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第9条関係）

オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届

年 月 日

（宛先）

大津市保健所長

届出義務者 住 所 _____

氏 名 _____

（開設者との続柄 _____）

電話番号 _____

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が死亡（失踪）したので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

設 置 者	住 所		
	氏 名		
オンライン診療受診施設の名称		(フリガナ)	
設 置 の 場 所		所在地	
		電話番号	
死 亡 （ 失 踪 ） 年 月 日		年	月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第22号中

「診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素「診療用放射性同位元素使用器具
備付届」を診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

備付届 に、「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」に、

その年に使用を 予定する診療用 放射性同位元素 （又は陽電子断 層撮影用放射性 同位元素）	種類		放射性同位元素 の種類毎のベク レル単位による 最大貯蔵予定数 量、1日の最大 使用予定数量及 び3月間の最大 使用予定数量	種類	最大貯蔵 予定数量	1日の最 大使用予 定数量	3月間の最大使 用予定数量	を
	形状							
	数量	B q						

その年に使用を予定する診療用放射 性同位元素使用器具に装備する放射 性同位元素（診療用放射性同位元 素・陽電子断層撮影診療用放射性同 位元素）	種 類		形 状		数 量	
					B q	
診療用放射性同位元素使用器具に装 備する放射性同位元素（診療用放射 性同位元素・陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素）の種類ごとのベク レル単位による最大貯蔵予定数量、 1日の最大使用予定数量及び3月間 の最大使用予定数量	種 類	最大貯蔵 予定数量	1日の最大 使用予定数量		3月間の最大 使用予定数量	

「放射性同位元素（又は陽電子断層撮影用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」に、「診療中」を「治療中」に、「診療用放射性同位元素により」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）により」に改める。

「診療用放射性同位元素使用器具

様式第23号中「診療用放射性同位元素使用予定届」を診療用放射性同位元素使用予定届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に、「診療用放射性同位元素は」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）は」に、

使用を予定する診療用 放射性同位元素	を	使用を予定する診療用 放射性同位元素使用器 具に装備する放射性同 位元素（診療用放射性 同位元素・陽電子断層 撮影診療用放射性同位 元素）

に改める。

様式第24号及び様式第25号中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第21号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉審議会規則（平成21年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「臨時委員」の次に「（障害者福祉専門分科会にあつては、議事に関係のある臨時委員に限る。次項及び次条において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第22号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大津市国保」を「大津市国民健康保険」に改め、「☐滋賀県後期高齢者医療広域連合」を削る。

様式第1号の3中「ひとり親家庭福祉推進員」を削る。

様式第3号中

「

（フリガナ）	
口座名義人	

を

」

「

（フリガナ）	
口座名義人	

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第1号の3及び様式第3号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第23号

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条中「指定地域密着型サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者」に改める。

第4条の見出し中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第41条第1項本文の指定（特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る指定に限る。）、法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護の事業を行う事業所に係る指定を除く。）、法第48条第1項第1号の指定、法第53条第1項本文の指定（介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る指定に限る。）、若しくは法第54条の2第1項本文の指定（次項及び第3項において「指定」と総称する。）、又は法第94条第1項の許可若しくは法第107条第1項の許可（次項及び第3項において「許可」と総称する。）を受けようとする者（市長が別に定める者を除く。）は、法第70条第1項、第78条の2第1項、第86条第1項、第115条の2第1項若しくは第115条の12第1項の規定による指定の申請又は法第94条第1項若しくは第107条第1項の規定による許可の申請をする前に、市長の定める時期に、設立計画書（別記様式）を市長に提出するよう努めなければならない。

第4条第3項第1号及び第11号中「指定地域密着型サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者」に改める。

別記様式中 「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所
介護保険施設」を 「指定居宅サービス事業
介護保険施設

サービス事業所・指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防
事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所 に、
介護保険施設

地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
施設	看護小規模多機能型居宅介護			
	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			

を

指定居宅サービス	特定施設入居者生活介護			
地域密着	夜間対応型訪問介護			
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護			

型サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護				に
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
施設	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
サービス予防	介護予防特定施設入居者生活介護				

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第24号

大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和63年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号、第13条第2項第8号、第23条第2項及び第28条第2項中「納税証明書」を「滞納がないことを証する書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第25号

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

大津市都市計画法施行細則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び前項第3号から第8号まで」を「並びに前項第3号から第5号まで、第7号及び第8号」に改める。

様式13号の2を次のように改める。

様式第13号の2 (第4条関係)

誓約書

(宛先)

大津市長

私は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく許可の申請に当たって、次の事項について誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、法第81条第1項の規定に基づく工事の許可の取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるか否かの確認のため、警察機関へ照会がなされることに同意いたします。

私は次に掲げるいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等又は暴力団関係者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法若しくは法に基づく処分又は市長が別に定める他の法律若しくは当該他の法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法第29条又は第35条の2の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続条例（平成8年条例第30号）第15条の規定による通知があった日から起算して60日以前に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第13号の2の規定は、この規則の施行の日以後に行う都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定に基づく申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第26号

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則の一部を改正する規則

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則（令和6年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「掲げる書類」の次に「（次条第1項に規定する協議書に添付する書類にあつては、第4号に掲げる書類）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 暴力団等に該当しないこと等の誓約書（様式第16号）

別表第2第1項第2号中「行行盛土」の次に「（次号に掲げる盛土を除く。））」を加え、同号アを次のように改める。

ア 当該盛土の前面の上端から当該上端を水平面に対し下方に11度の角度で延長した面と地表面との交線までの水平距離（当該水平距離が20メートルに満たない場合にあつては、宅地造成等工事区域の敷地境界線から水平距離20メートル）以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第 6 条関係)

暴力団等に該当しないこと等の誓約書

(宛先)

大津市長

私は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく許可の申請に当たって、次の事項について誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、法第20条第1項又は第39条第1項の規定に基づく工事の許可の取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるか否かの確認のため、警察機関へ照会がなされることに同意いたします。

私は次に掲げるいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等又は暴力団関係者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法若しくは法に基づく処分又は市長が別に定める他の法律若しくは当該他の法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続条例（平成8年条例第30号）第15条の規定による通知があった日から起算して60日以前に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条第4項第3号、別表第2第1項第2号及び様式第16号の規定は、この規則の施行の日以後に行う宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条第1項若しくは第2項又は第63条第1項若しくは第2項の規定に基づく申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第27号

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則（平成23年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表門、塀等の項中「8,600円」を「14,100円」に、「1,900円」を「3,300円」に、「5,000円」を「6,800円」に、「15,200円」を「20,000円」に、「3,500円」を「4,500円」に改め、別表第1項の表柵の項中「1,400円」を「1,900円」に、「800円」を「1,100円」に、「3,900円」を「5,300円」に、「7,100円」を「9,800円」に、「4,900円」を「6,800円」に改め、別表第1項の表樹木の項中「600円」を「800円」に、「1,400円」を「2,000円」に、「13,100円」を「19,200円」に、「800円」を「1,100円」に、「1,700円」を「2,500円」に、「15,500円」を「22,100円」に改め、別表第1項の表擁壁の項中「4,700円」を「7,800円」に、「11,400円」を「18,700円」に、「14,100円」を「25,400円」に、「11,000円」を「15,100円」に、「26,700円」を「36,400円」に、「38,600円」を「53,100円」に改め、別表第1項の表下水道管の項中「8,900円」を「12,400円」に改め、別表第1項の表公共汚水桝の項中「14,900円」を「18,300円」に改め、別表第1項の表下水道管の項中「3,400円」を「4,600円」に改め、別表第1項の表量水器の項中「23,000円」を「30,900円」に改め、別表第1項の表ガス管の項中「3,700円」を「5,000円」に改め、別表第2項の表舗装工事費の項中「2,700円」を「3,100円」に改め、別表第2項の表縁石設置費の項中「3,200円」を「4,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第28号

大津市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

大津市学校給食費の管理に関する規則（平成27年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「240円」を「零」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（学校給食費の額の特例）

- 2 学校給食を受ける児童の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合における第2条第1項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「零」とあるのは、「240円」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第29号

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防吏員の服制に関する規則（昭和38年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表保安帽の部製式の項中「大津消防」を「大津市消防局」に改め、同表防火帽帽体の部色又は地質の項中

「灰色」の次に「又は青」を加え、同表雨衣の部を次のように改める。

雨衣	上衣	色	黄
		製式	スタンドカラーの長袖とする。 襟裏にはフードを収納する。 前面の開閉は、ファスナー及びドットボタンとする。 左胸部の上段に白色で「大津市消防局」、下段に黄色で「OTSU FIRE DEPARTMENT」と反射材で標示し、背面の上段に「大津市消防局」、下段に「SHIGA」と白色の反射材で標示する。 形状は、図のとおりとする。
	ズボン	色	チャコールグレー
		製式	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。

「 保安帽

別表図中



を

記章

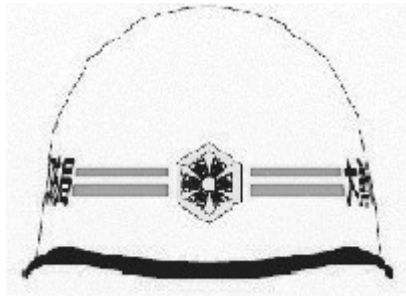


」

「 保安帽

正面

側面



に、

記章

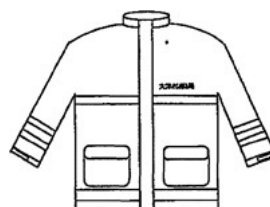


」

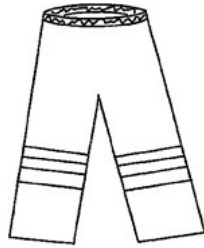
「 雨衣

後面

前面



ズボン



を

「

雨衣

」

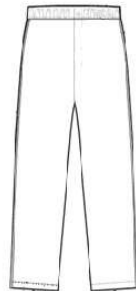
後面



前面



ズボン



に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。